

天草不知火海区漁業調整委員会  
第368回議事録

令和2年（2020年）9月10日開催

## 第368回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和2年(2020年)9月10日(木)午後2時から
- 2 開催場所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹
- 3 出席者  
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 関山哲也 脇島成郎 桑原千知 佐々木倫一  
友村喜一 山口秀康 内野明德 福田靖 横田政司 鎌賀泰文  
藤木美才  
(欠席委員) 浜悦男、山田豊隆  
(天草広域本部水産課) 技師 若田隆太  
(漁業取締事務所) 技師 水本雅之  
(水産振興課) 課長 中原康智 主幹 鮫島守  
(事務局) 事務局長 渡辺裕倫 主幹 大塚徹 主任技師 郡司掛博昭  
技師 東海林明
- 4 議事次第
  - (1) 議題  
第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について  
(諮問)
  - (2) 報告  
漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の委員任命について

### 議事の経過

#### 事務局

定刻になりましたので、ただ今から第368回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第368回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と漁業調整規則に関する4段表を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

なお、漁業調整規則に関する4段表につきましては、まだ案の段階であり、今後、修正等が入ることが予想されますので、委員会終了後、回収させていただきます。お帰りの際は資料を机に置いたままでお帰り頂くようよろしくお願い申し上げます。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長  
(江口会長)

皆さん、こんにちは。

それでは、ただ今から第368回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、コロナに始まり、7月豪雨で、不知火海に面した漁業者にとっては漁業ができない状況が続いておりますが、ようやく操業ができるようになりつつあると聞いております。

また、今後台風の影響が心配されますが、出来るだけ台風の被害がないことを祈りたいと思います。

それでは、議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 関山委員と脇島委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策のために、スムーズに進行できるよう皆様の御協力を御願ひします。

それでは議事に入ります。

議題(1)の第1号議案「漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

資料は、1ページからとなります。

2ページに県知事からの諮問文、3ページから6ページにかけて熊本県漁業調整規則改正(案)の概要、資料とは別に、漁業調整規則の新旧4段表を付けております。

説明につきましては、3ページからの熊本県漁業調整規則改正(案)の概要に沿って説明させていただきますが、資料中に新旧4段表の該当するページも記載していますので、必要に応じて御確認頂ければと思います。

なお、新旧4段表は、一番左の列が国から示されている都道府県漁業調整規則例、左から2列目が熊本県漁業調整規則の(案)、左から3列目が現行の海面の漁業調整規則、左から4列目が現行の内水面漁業調整規則となります。

それでは、資料3ページを御確認ください。

1. 改正の趣旨について説明致します。

現在、熊本県では、漁業法に基づき、熊本県漁業調整規則(以下「海面規則」という。)及び熊本県内水面漁業調整規則(以下「内水面規則」という。)を制定し、知事許可漁業の許可や水産動植物の採捕又は処理に関する制限又は禁止、その他漁業調整等に必要な事項を定め

ています。

平成30年12月14日に「漁業法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正法」という。）が公布され、令和2年12月1日に施行されます。

改正法では、資源管理措置、漁業許可制度、漁業権制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されるとともに、都道府県で行う手続等の規定が新たに整備されました。そのため、改正法の規定に沿って漁業調整規則を改正する必要があります。

なお、改正に当たっては、現行の内水面規則を廃止し、海面規則の全部を改正する形とします。

次に今後のスケジュールについて説明致します。

本委員会を始め、関係する海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会への諮問を9月中旬までに行い、農林水産大臣への認可申請及び農林水産大臣からの認可を10月上旬から10月下旬にかけて予定しております。その後、11月上旬に改正規則の公布を行い、12月1日に施行するスケジュールで作業を進めていきたいと考えております。

次に、主な改正の内容について、抜粋して説明致します。

### 3. 主な改正の内容についてをご覧ください。

1つ目としまして、海面及び内水面規則を一本化します。これは、海面と内水面を移動して採捕を行う漁業者や遊漁者が、一体的に規則内容を知ることができるように、周知の観点からも見直し、両規則を一本化するものです。

2つ目としまして、知事許可漁業体系を見直します。改正法では、公正かつ安定的な制度運用が確保されるよう、大臣許可漁業の規定に準じて知事許可漁業の許可の手続き等が改正法に規定されました。漁業者の方々にとって規制の内容が理解しやすいものとなるよう、法で規定される知事許可漁業の手続き等について改正規則中に規定します。

次に主な事項について4つご説明します。

1点目は、知事が定める制限措置についてです。今後、知事許可漁業の許可に当たっては、漁業調整のための制限措置、例えば、漁業種類、船舶の数もしくは漁業者の数、操業区域、漁業時期などが該当しますが、これらの事項を制限措置として定めて、公示し、その範囲内で許可を行うこととなります。なお、制限措置の内容及び許可の申請期間は公示をして一般に広く周知します。

2点は、継続許可の指定についてです。今後、知事許可漁業の有効期間の満了に当たり、継続許可として指定した漁業種類については、

法令の遵守など適格性を有する既存の漁業者については、そのまま継続して許可することとなります。

こちらは、従来の期間満了の手続きが可能となる、とイメージして頂ければ良いかと思えます。

本県では、中型まき網漁業、小型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等については、着業するために一定の投資を必要とし、隻数も限定され、大臣許可漁業と同様に安定して漁業を営めるようにすることが適当であることから、継続許可として指定します。どの漁業を継続許可に指定するかにつきましては、漁業許可取扱方針において、定めることとしております。

3点目は、許可の有効期間についてです。現在、許可の有効期間は3年を基本としていますが、許可漁業の漁具・漁法の進歩発達は落ち着き、安定した状況となっていることを踏まえ、改正法では5年を超えない範囲内において、と定められました。そのため、本県においても許可の有効期間の上限を5年とすることとしております。

ただし、県外協定がある漁業種類や必要に応じて5年を上限とすることが適当でない場合については、漁業調整のために必要な限度において、短い期間で定めることができる旨を規定します。

なお、運用にあたりましては、将来的には5年に移行していくことを目標に、当面の間は現行の3年を継続することとしております。

4点目は、資源管理状況の報告についてです。今後、資源管理の報告が義務化されますが、これまで以上に操業状況を的確に把握し、資源評価や資源管理に報告内容を生かせるよう規則の規定を整理します。

知事許可の手続き等については以上です。

次に3つ目としまして、「うなぎ稚魚漁業」を新設します。

改正法では、密漁対策のため、新たに定義される「特定水産動植物」に「うなぎ稚魚（全長13cm以下のうなぎをいう。）」が指定され、知事許可漁業や漁業権等に基づいて採捕する場合を除き、採捕が禁止され、罰則が大幅に強化されることとなりました。

そのため、本県においては適正に採捕の管理及び密漁を防止するため、新たに「うなぎ稚魚漁業」を知事許可漁業として新設します。

なお、「うなぎ稚魚漁業」については、現在、特別採捕にて、養鰻団体等に対して許可していますが、漁業許可への移行に伴い、漁業秩序の維持や流通の透明化の体制維持等について、関係者との調整に時間を要することから、改正法の施行日から3年の経過措置を設けることとしております。

次に4つ目としまして、禁止期間、全長等の制限に係る規定等につ

いて整理を行います。これまで、海面規則及び内水面規則において定めていた「禁止期間」や「全長等の制限」等については、例えば、禁止期間と全長等の両方を制限している水産動物について、禁止期間中に全長等の制限サイズ以下の大きさのものを採捕した違反については、1つの違反であるにも関わらず、2つの条項違反が適用されることとなっていました。

そのため、重複する規定を適正化し、より分かりやすい規則とするため、禁止期間と全長等の制限等の関係する条項等、関係する規定を整理しました。

次に5つ目としまして、罰則規定を見直します。法改正に伴って、改正法に規定された罰則については、今後は、法に基づき適用されることとなります。

下の参考をご確認ください。今後、改正法に規定され、規則から削除されたものの例を記載しております。例えば例1の知事許可漁業の許可内容に違反した場合、現行は海面規則の第15条違反により、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金が海面規則の第60条に規定されていました。

今後、知事許可漁業については、制限措置を公示して、その範囲内で許可をする、というご説明を先ほど致しましたが、改正後は、制限措置と異なる内容により許可漁業を営んだ場合の罰則が適用されることとなりましたので、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金が改正法第190条第4項に規定されることとなります。

また、例2の知事許可漁業の制限又は条件に違反した場合についても、現行は6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金が海面規則第60条に規定されていましたが、改正後は、6月以下の懲役若しくは30万円以下ということで、改正法第193条に規定されることとなります。

このように罰則については法で規定され、大幅に強化される部分もありますので、漁業者の方々にはしっかりと周知を行ってまいりたい、と思っております。

次に、6つ目、その他の改正としまして、小型機船底びき網漁業の地方名称の削除、アサリの体長制限、電気設備の制限、衛星船位測定送信機等の備え付け命令の4項目について記載しております。

最後に、7つ目ですが、本県独自で規定しているこれらの条項については、引き続き、改正規則に規定することとしていますので、御確認ください。

説明は以上です。

なお、現在、水産庁及び県法制部局と並行して事前協議を実施して

いるところですので、今後、文言や条項等の修正が起こり得る場合がありますが、このようなことがありましたら、事務局に一任して頂きたいこと、併せてお願いしたいと思います。

また、新旧4段表につきましても協議を継続しているところですので、以上で「漁業法改正に伴う熊本県漁業調整規則の改正について」の説明を終わります。ご審議よろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今、水産振興課から説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

鎌賀委員 はい。

議長 はいどうぞ。

鎌賀委員 この議題の審議については、今日だけなのですか。今日承認することになるのでしょうか。

事務局 水産振興課です。今年の12月1日に改正漁業法が施行されますので、早急に漁業調整規則を改正する必要があります。漁業調整規則につきましては、11月頃までには、農林水産大臣の認可を得ないと規則の改正ができませんし、時間的な制約もございますので、この委員会において承認いただければと思います。

鎌賀委員 委員会としてそれでよろしければ。

議長 時間的な制約があるのであればなかなか。

議長 皆さんはどうですか。皆さんは、よろしいですか。

友村委員 罰則規定の見直しの中で、例で示されていますが、改正前と後での30万円と300万円の違いですが、例えば漁具の長さが違反した場合どうなるのですか。

議長 事務局。

事務局 水産振興課です。例1の300万円に該当するのが、制限措置、例えば操業区域や操業時期の違反が該当します。従って、許可証に記載されている制限条件に記載されている網漁具の長さや高さの違

反になります。よって、漁業種類毎にどちらかが規制されるのではなく、違反内容によって例1若しくは例2のどちらかが適用されることになります。

友村委員 わかりました。

議長 他にございませんか。はいどうぞ。

佐々木委員 衛星測位測定送信機の備え付け命令については、いつからつけることになるのか。

事務局 衛星測位測定送信機の備え付け命令については、新規則の第57条に規定されていますが、することができるとの記載であり、現時点で、本県の知事許可漁業によって、必要となるような具体的なところは決まっていません。ただ、資源管理上、例えばクロマグロなど、広域的に資源管理する必要があるTAC魚種のようなものについては、衛星測位測定送信機の備え付けが必要になってくると考えます。

議長 はいどうぞ。

水産振興課 先程、鎌賀委員の方から、今日答申しなければならぬかとの御質問がございました件につきまして、スケジュール等を確認したところですが、12月1日には改正漁業法が施行されるということで、それまでには規則を公布しなければならないスケジュールで進めております。ただ、本日、御説明した内容につきましては、非常に重要な内容でございますので、再度、委員会を開催し、諮問させていただきたいと考えております。

言い訳にはなりますが、私達、職員も色々準備を進めてきたところですが、漁業法改正の伴う省令や政令、都道府県漁業調整規則例などが国から示されたのが、今年の6月下旬ということもあり、我々に残された時間が半年しかないという状況の中で、一生懸命やっておりますので、我々の怠慢で遅れたことではないということだけは、御理解いただければと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明がありましたが、時間的に少し余裕があるということですので、もう一度委員会を開催するということ

でいかがでしょうか。

浜委員

はい。議長。

議長

はいどうぞ。

浜委員

今説明がっておりますが、資料5ページの参考の例1と2ですね。漁業者からすると、意図的に違反する漁業者はいないと思うんです。そこを考慮していただきたい。夜間操業や荒天時の操業、沖での操業では、机上での作業とは異なり、雨、風、時化もあるんです。そういう状況で操業をしている時、風に流され区域に侵入したらどうすることもできないんです。あるいは、急に潮が変わったり、エンジンの故障で、禁止区域に流れる場合があるんです。そういうことも考慮していただき、漁業者が生産性を上げて、納税できるようにすべきと考えるので、こうやって急に急いで出されて、審議してください、諮問しますと言われても、先程、鎌賀委員が言われたように、これで良いのかな、持ち帰って漁業者と話し合わないで良いのかなという気はします。事務局で検討してください。

事務局

水産振興課です。再度資料の参考を見ていただきたいのですが、現行法については、海面の漁業調整規則で規定されていたものが、今後は、改正されている漁業法の中に規定されていますので、我々が定めたものではなく、国が規定したということであり、既に改正されているということをお理解していただければと思います。我々が罰則を強化した訳ではなく、国の水産政策の改革の中で、密漁など違法行為を防止するため、漁業者や漁業者の利益を守るために、罰則が強化されたと理解しています。改正された漁業法で規定されていることであり、我々にはどうすることもできないということをお理解いただければと思います。

議長

ということは、委員会で意見をしても変更できないということですか。

事務局

罰則規定については、国の中で協議がされておまして、既に決められたことありますので、我々の方で法を改正することはできません。あくまでも罰則については、変更ができませんということです。それ以外のことについては、変更できるものとできないものがあるということをお理解いただきたいと思います。

漁業法に基づいて規定されている項目もありますので、改正できるものとできないものがあるということを御理解いただきたいと思います。

議長

ただいま事務局の方から説明がありましたが、時間的に再度委員会を開催することが可能であれば、簡単に決められることではないようですので、いかがでしょうか。

事務局

毎年10月上旬に、うなぎに関する事案で委員会を開催することとしておりましたので、その際に、再度この件に関して、員の皆様から御意見をいただければと思っております。冒頭で、資料の4段表につきましては、委員会終了後に回収させていただくこととさせて頂いておりましたが、もって帰らないと規則改正の中身について説明できませんので、次回の委員会に持ってきていただくということにさせていただきたいと思えます。

議長

次の委員会の日程を決めておいた方が良いのではないですか。

事務局

この場で決めさせていただいて結構ですか。

議長

そうした方が良いのではないですか。

浜委員

議長、10月7日、8日、9日の間で開催してはいかがでしょう

か。

事務局

10月5日の週でいかがでしょうか。

脇島委員

事務局が決めた日で開催して良いのではないですか。

事務局

では、10月5日の月曜日の午後2時からでよろしいでしょうか。

委員

はい。

事務局

開催場所については、決まり次第御連絡させていただきます。

委員

はい。

事務局	補足させて下さい。資料の4段表については、本日持ち帰っていただくということですが、内容についての御質問等がございましたら、事前に事務局の方に御連絡いただければ、その回答の準備等ができますのでよろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。 鎌賀委員、これでよろしいでしょうか。
鎌賀委員	はい。
議長	次回の委員会の開催についてもよろしいでしょうか。10月5日の午後2時からで、場所については事務局から連絡があります。
委員	はい。
議長	資料については、本日持ち帰るということでございます。
委員	はい。
佐々木委員	議長よろしいですか。
議長	はいどうぞ。
佐々木委員	許可の有効期間ですけれども、基本的には3年で今後5年に変更していくとのことですが、現在1年の有効期間の漁業もあります。それについては、毎年更新作業を行っており、この機会に3年に見直すことはできないですか。この場で決める事ではないのでしょうか。
事務局	それにつきましては、今後調整させていただくということでもよろしいでしょうか。
議長	佐々木委員、よろしいでしょうか。
佐々木委員	はい。
議長	それでは、第1号議案については終了します。 次に、議事(2)の報告「漁業法改正に伴う海区漁業調整委員会の

水産振興課

委員任命について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。

資料の7ページ目以降になります。

漁業法改正に伴う、海区漁業調整委員会の委員任命について御説明いたします。

資料8ページから説明いたします。

8ページにつきましては、前回の委員会の際に説明させていただいた内容と同じでありますので、簡単に御説明いたします。

まず、左上で現在の委員会の委員について示しております。

その下の2番目に、法改正に伴う、委員選任方法について示しております。

本県には、2海区の委員会が設置されていますが、これまでは、漁業者委員は、公選制により選出され、学識経験委員と公益委員につきましては、知事による選任制により選出されていたところですが、今回の法改正に伴い、全ての委員が、公募のより募集され、議会の同意を得た上で、知事により任命される任命制に選出されることとなります。

また、これまで公益委員と呼ばれていた委員が中立委員に変更されています。委員の構成も変更されています。

続きまして、資料右上の3番をご覧ください。ここについては、前回の委員会の資料にはありませんでしたので、詳しく御説明いたします。先程、公益委員が中立委員に変わったと申しましたが、現在の公益委員につきましては、海区内の公益を代表する者と定められていますが、中立委員は海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者と明確に定められています。

公益委員と中立委員につきましては、一般と漁業との調整を図り得る人格と識見のある者という性格は同じではありますが、法改正に伴い、中立委員は海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者と明確に明記され、より中立的な立場での意見が求められることとなります。

その下ですが、構成につきましては、熊本県有明海区の中立委員を1名にした場合、欠員が生ずれば委員会が開催できなくなるおそれがあることから、改正後は中立委員を2名にさせていただきたいと考えております。

天草不知火海区につきましては、熊本県有明海区の委員構成と同じくするために、これまでの漁業者委員9人、学識経験委員4人、公益委員2人の構成を、漁業者委員9人、学識経験委員3人、公益委員3

人の構成に変更したいと考えています。

委員の公募から任命までの流れにつきましては、前回の委員会でも御説明しましたし、これからの説明でも出てきますので省略させていただきます。

資料9ページをご覧ください。

海区漁業調整委員会の委員任命について御説明します。

平成30年(2018年)12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)が公布され、令和2年(2020年)12月1日に施行されます。

これに伴い、これまで選挙及び知事による選任で選ばれていた海区漁業調整委員会の委員については、公募により募集し、議会の同意を得たうえで知事が任命を行います。

まず、推薦を受ける者及び応募する者の募集について御説明します。

推薦を受ける者及び応募する者については、予め定めた「熊本県海区漁業調整委員会委員候補者推薦・募集要項」により募集します。

募集期間は、令和2年(2020年)9月14日(月)から令和2年(2020年)10月13日(火)の1か月間を予定していますが、今後の作業の進捗次第では、変更もあり得ます。

募集する委員の数につきましては、先程御説明したとおりです。

委員候補者の適格性については、漁業法第138条第4項に規定されており、規定された項目に該当する者は委員になることができないこととなっています。

委員候補者の資格についてですが、漁業者・漁業従事者委員につきましては、海区漁業調整委員会が設置される海区に沿う市町村の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者(1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。)と定められています。ただし、熊本県有明海区に沿う市町村のうち、福岡県と熊本県との境から熊本県宇土市の区域に住居又は事業所を有する者であって、福岡県と熊本県との境から熊本県宇土市に至る地先海面において、1年に90日以上、採貝漁業を営み、又は営む者のために当該採捕に従事する者は、当該漁業が漁船を使用しない場合であっても熊本県有明海区漁業調整委員会の委員の資格を有する。

資料の10ページをご覧ください。

学識経験委員については、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者と定められています。

中立委員については、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関

し利害関係を有しない者と定められています。

委員候補者の募集方法について御説明します。

募集の周知についてですが、委員候補者の募集は、県のホームページを通じて行うとともに、次の関係団体には、募集する旨のお知らせを行います。漁業者・漁業従事者委員関係団体は、県内の漁業協同組合、県漁業協同組合連合会、業種別漁業協同組合、漁業生産組合、水産加工業協同組合です。学識経験委員については、資源管理や漁業経営の研究に関わる県内大学等を想定しています。中立委員については、県内の弁護士会、司法書士会、行政書士会、消費者団体等を想定しています。

推薦又は応募の方法については、推薦書や申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできることとするほか、県庁水産振興課、又は、広域本部水産課（県北、県南、天草のみ）でも入手できるようにします。また、推薦や応募に関する書類の提出先は、県庁水産振興課とし、広域本部水産課でも受け付けます。関係書類の提出については、住民票、誓約書など原本による確認が必要な添付書類があることから郵送又は持参による提出とします。なお、郵送につきましては、送ったことが確認できるよう、簡易書留又はレターパックによる郵送とさせていただきたいと思えます。

次に新たに任命されます委員の任期ですが、令和3年（2021年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までの4年間となります。

提出書類につきましては、推薦書。これは、委員候補者を推薦する場合。申込書は、応募する場合です。また、委員候補者の住民票、誓約書になります。

次に、推薦・応募状況に関する情報の公表についてですが、推薦する者及び推薦を受ける者並びに応募する者に関する情報について、募集期間の中間と最終の2回公表します。これは、漁業法139条及び漁業法施行規則第45条に規定されております。中間公表につきましては、募集期間の中間である9月29日を目安としております。

公表する内容は、推薦する者が個人である場合は、推薦者の氏名、職業、年齢、性別、推薦の理由になります。

推薦する者が、法人又は団体の場合は、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項、推薦の理由になります。

推薦を受ける者、推薦される者については、氏名、職業、年齢、性別、経歴になります。なお、漁業者又は漁業従事者の場合は、漁業経営の状況及び漁業法第138条第5項又は同条第6項により範囲を拡

張された漁業者又は漁業従事者であるか否かの別を記載していただくこととなります。

次に、応募者の場合です。自ら応募する場合には、氏名、職業、年齢、性別、経歴、応募の理由になります。なお、漁業者又は漁業従事者の場合は、漁業経営の状況及び漁業法第138条第5項又は同条第6項により範囲を拡張された漁業者又は漁業従事者であるか否かの別を記載していただくこととなります。

次に、②の推薦を受けた者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数については、例えば推薦された者が5人又は5団体いた場合、そのうち漁業者・漁業従事者が何人又は何団体含まれているかの数字を公表することとなります。また、③の応募した者の数並びにそのうちの漁業者及び漁業従事者の数ですが、例えば応募した者が5人又は5団体いた場合、そのうち漁業者・漁業従事者が2人又は2団体含まれていた場合、応募した者は5人、うち漁業者・漁業従事者は2人という数字を公表することとなります。

公表の方法については、県のホームページで公表することを予定しています。

最終公表については、令和2年（2020年）10月15日（木）を目安に公表する予定です。

公表内容及び方法は、中間公表と同じです。

委員候補者数が定数に満たない場合は、このような状況になると非常に困りますので、中間公表を行う時点で、委員候補者数が募集する委員数に満たないおそれがあると判断された場合は、委員候補者の掘り起こしを行い、募集する委員数を満たすよう努める予定です。

委員候補者の評価については、評価会議を開催し、委員候補者の評価を行い、その順位を決定します。

また、評価する過程の公平性及び透明性を確保するため、「評価要領」は、募集開始時に募集要項と併せて公表します。

評価基準については、漁業者・漁業従事者委員、学識経験委員、中立委員毎に定めることを考えております。

2月議会への議案提出について御説明します。

選出される委員につきましては、議会の同意を得る必要があります。議会の同意については、委員を任命する直前の令和3年2月定例会に、人事議案を提出し議会の同意を得たいと考えております。

知事による任命については、議会の同意が得られれば、令和3年（2021年）4月1日付けで知事が海区漁業調整委員会の委員として任命されます。

以上のような流れで、公募から委員任命までの作業を行っていき

いと考えております。

簡単ですが、事務局からの説明は以上です。

議長

ただ今、水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

無いようですので、議事（２）の報告の質疑は終了いたします。  
次は、事務局からありませんか。

事務局

最後の資料になりますが、全漁調連の方から８月２０日付けで委員のバッチの購入案内がありましたので、もし委員の皆様の中で、購入を希望される方がおられましたら、御連絡いただければ事務局の方でまとめて対応させて頂きますので御連絡下さい。

前回の委員会でもお話ししましたが、今年度の全漁調連が主催する九州ブロック会議につきましては、熊本県での開催となっております。開催の準備を進めていたところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、書面決議により行うことが決まりました。

九州ブロック会議につきましては、事務局の方で準備を行い、委員の皆様にご出席いただきたいと考えていたのですが、書面決議となりましたので、事務局の方でその手続きを進めさせていただきたいと思っております。

事務局の方からは以上です。

議長

ただいま、事務局の方から説明がございましたが、委員の皆様から御意見ございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、最後に、脇島委員よりお願いがあるようですのでお願いいたします。

脇島委員

御所浦地区の漁業者の方から、中目流し網漁業の操業期間が、１０月３１日までとなっているが、他地区については、１１月３０日までになっているとの話がありました。そのことについて、漁業者

から説明を求められましたので、県庁にも御相談をしまして、色々調べてもらったところですが、もともと中目流し網漁業というのが、10月31日までということになっていまして、昭和60年頃、大、中、小の流し網漁業に分けられた時、中目流し網漁業は、11月30日までの操業期間に変わっていたわけですがけれども、天草の方が11月30日までの手続きを行っていなかったというのが1つと、この委員会の中でも決議をされた事項は確認をされなかったということです。

私としましては、操業期間の変更をすることについて、特に問題はないと考えておりますし、操業期間を延長することで漁業者の所得向上に貢献したいと考えております。

しかし、私だけの考えではいけませんので、中目流し網漁業の操業期間について、10月31日から11月30日まで延長することについて、委員の皆様の御意見をお聞かせいただければと思います。

水産振興課

脇島委員からの説明について、補足をさせていただきます。

今、天草において、アジを対象として操業する中目流し網漁業については、操業期間が10月31日までとなっております。ただ、県が定めております漁業許可取扱方針では、11月30日まで操業可能ということで、その理由はなぜかと、また、11月30日まで操業期間を延長したい場合は、こういった手続きが必要かというご相談を頂きました。

当課の方で経緯を調べたところ、中目流し網漁業の母体となっておりますあじ流し網漁業の操業期間が、10月31日までということで、天草漁協については、そのまま10月31日までの操業期間になっているということです。

実際に操業期間を延長する場合がありますが、先程も御説明しましたとおり、県が定めた漁業許可取扱方針では、中目流し網漁業の操業期間は11月30日までとなっておりますので、特に方針を逸脱することでもないことから、県としては、11月30日までの期間で申請頂ければ、変更許可を行って良いと考えております。

ただ、昭和60年までは、天草管内では、中目流し網漁業の操業期間は10月31日までとなっておりますので、30年以上同漁業の操業期間が10月31日までで認知されているということがありますので、当委員会では委員の皆様からの御意見をいただきたいと思っております。

本委員会では了解が得られましたら、県としても特に問題ございま

せんので、変更申請が提出されれば対応しようと考えておおります。

また、当課で調べた結果、天草管内の全ての漁協が同漁業については操業起案が10月31日までとなっていますので、操業期間を変更される場合は、中目流し網漁業を持っている他の漁協にも周知を行って不知火全てに同じ対応をしていきたいと思っているところです。以上が補足です。

議長

はい、ありがとうございました。

脇島委員

他の地区は11月30日に変わっていた訳ですよ。昭和60年の変更した際に。天草の方では、あじ流し網漁業の操業期間が10月31日までとなっていたわけですから、それをそのまま継続していたわけですよ。県に相談してところ、長年、10月31日で操業していたという事実もあることから、急に変更することはできないと説明を受け、委員に皆様に御意見を伺い、異論がなければ、変更したいと思っていますのでよろしくお願いします。

議長

天草管内は10月までで、芦北管内は。

脇島委員

4部会の芦北については、何らかの理由で変更手続きをしたみたいで、天草管内は全ての漁協が10月までですが、芦北管内の漁協の許可証は11月までに変更されています。

芦北管内の許可証の操業期間は11月までとなっており、天草管内の許可証の操業期間だけ10月までとなっていることから、同じような状況になればと思い提案させて頂きました。

議長

事務局長、今の件についてはどう考えますか。

水産振興課

水産振興課としましては、取扱方針でも11月までとなっていますので問題はないと考えております。

関山委員

私も委員としては良いと思うんですよ。10月までであっても、12月までは、あと1ヶ月じゃないですか。漁業者によっては、その1ヶ月で違う漁業を考えていると思うんですよ。

脇島委員

漁業者は、その時々漁獲物に応じて、いくつも許可証を持っている訳ですから、漁獲される魚種によって許可証を使い分けていま

す。その中で、地元の漁業者も芦北の漁業者が漁獲できる時期に、同じように漁獲したいと考えている訳です。

議長 今、関山委員からもありましたが、3、4分会のその他の漁業の操業期間はどうなっているのですか。

脇島委員 12月1日から大目流し網漁業が始まります。  
12月1日から3月31日までの期間は、操業して良いという許可証もあるわけです。  
今回は、中目流し網漁業について、10月までを11月までにしたいということです。

議長 取扱方針では11月までになっているんでしょう。

脇島委員 県の取扱方針は、11月までになっています。

議長 県も取扱方針どおりであれば問題ないんですよ。

水産振興課 県も特に異議がないようでしたら、問題はございません。

議長 友村委員、不知火海ではそれで良いですか。

友村委員 申請をして、許可証の期間ですね、それについては県から指定するのではないんですか。そうであれば、許可証を発行する県のミスではないかと思いますが。

水産振興課 申請書に10月31日までの期間で申請されていれば、県としても10月31日で許可します。

友村委員 申請する場合、許可期間も記載して申請するんですか。

水産振興課 許可期間も申請書に記載されています。

議長 友村委員よろしいですか。

友村委員 はい、わかりました。

脇島委員 今年、許可の申請をしないといけない訳ですが、こういう状況に

なった訳ですが、今回の申請をあげる時点で、11月30日に変更して上げて良いということですかね。

そうすれば、今年度から11月30日まで操業して良いということに変わるわけですかね。

委員

変更申請を出せば良いということでしょうね。

水産振興課

補足させていただきます。期間満了は確かに11月30日になっていますが、その前に内容の変更、操業期間を変更するという手続きが必要となります。その手続きをした後に、期間満了による更新の申請をして頂くこととなります。

議長

その変更の手続きは、県の方がしないといけないのではないですか。漁協や漁業者ではなく。

期間満了による更新の手続きを行う前の操業期間を11月まで延ばす手続きは、県の方ですべきではないのですか。

水産振興課

その点に関しましては、御所浦町漁協から提出された申請書の操業期間が10月31日までと記載されていたことから、県としてはその期間で許可証を発行しております。今回の御提案により操業期間の変更する場合については、御所浦町漁協から申請していただくこととなります。

脇島委員

指導さえしてくればそのとおりします。

水産振興課

はい、よろしく申し上げます。

水産振興課

先程、鎌賀委員からご指摘をいただきました件について、資料を委員に皆様にお持ち帰りいただき、内容をご確認していただき、事前に御意見をいただきたいと思いますが、頂いた御意見に対する回答を準備したいと考えております。先程、10月5日に次の委員会を開催したいとお伝えしましたが、可能であればその1週間前の9月28日の月曜日までに、御意見、御質問がある場合は、水産振興課まで、郵便、ファックス、電話でも結構ですので、御連絡いただきますようお願いいたします。

なお、繰り返しになりますが、今回の資料はまだ案の段階ですので、国の認可申請の前に独り歩きをしますと困りますので、この資料につきましては、委員に皆様の中だけで御確認いただきたいと考

えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

この資料につきましては、次回の委員会にお持ちいただくようお願いいたします。

それでは、これで第368回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。